

定 款

公益財団法人 日本国際問題研究所

(制定)

平成23年10月12日

(改訂)

平成24年3月15日

(施行)

平成24年4月1日

(改訂)

令和元年7月1日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本国際問題研究所（以下「本研究所」という）と称する。

(事務所)

第2条 本研究所は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本研究所は、国際問題の調査研究を行い、わが国の外交を科学的に研究し、その政策の企画に建設的構想を提供するとともに、国際問題に関する知識の普及および情報の頒布を計り、全国の大学及び研究団体における国際問題の研究を奨励し、わが国にとって望ましい国際世論の形成に貢献し、もってわが国外交の健全な運営の確保に資し、進んで世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本研究所は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 国際問題に関する調査研究及び政策提言
- (2) 国際問題に関する内外の大学、研究所、研究団体等との対話、交流
- (3) 包括的核実験禁止条約（CTBT）等に関する事業
- (4) 前各号の事業及びその他の国際問題に関する電子媒体、雑誌・書籍等の刊行及び出版、講座、講演会、座談会等による知識の普及および内外への情報発信
- (5) その他本研究所の目的を達成するために必要と認める事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行なうものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、本研究所の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、本研究所の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要

する。

(事業年度)

第6条 本研究所の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 本研究所の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならぬ。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 本研究所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 本研究所に評議員5名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及び配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ①国の機関
 - ②地方公共団体
 - ③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第13条 評議員に対して、各年度の総額が金100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集する場合は、会長は、評議員会の日の 7 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中からその都度互選により選出する。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 20 条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第 21 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第 22 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役員

(役員の設置)

第 23 条 本研究所に、次の役員を置く。

(1) 理事 5 名以上 25 名以内
(2) 監事 3 名以内
2 理事のうち 1 名を会長とする。
3 会長以外の理事のうち、5 名以内を副会長、1 名を理事長、1 名を所長、1 名を専務理事、3 名以内を常務理事とする。
4 第 2 項の会長、前項の副会長及び理事長をもって法人法上の代表理事とし、前項の所長、専務理事及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 24 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、理事長、所長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長、副会長及び理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本研究所を代表し、その業務を執行し、所長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本研究所の業務を分担執行する。
 - 3 副会長は、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、理事会で定めた順序により、その職務を代行する。
 - 4 所長は、理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、その職務（代表権の行使に関わるもの）を代行する。
 - 5 専務理事は、理事長及び所長がともに欠けたとき、又は理事長及び所長が共に事故があるときは、その職務（代表権の行使に関わるもの）を代行する。
 - 6 常務理事は、専務理事が欠けたとき、又は専務理事に事故があるときは、理事会で定めた順序により、その職務を代行する。
 - 7 会長、副会長、理事長、所長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本研究所の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第 28 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 29 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員等の損害賠償責任の免除)

第 30 条 本研究所は、法人法第 198 条において準用する同法第 114 条第 1 項の規定により、役員等が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(外部役員の責任限定契約)

第 31 条 本研究所は、法人法第 198 条において準用する同法第 115 条第 1 項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円以上で契約時に予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 7 章 顧問、相談役および参与

(顧問)

第 32 条 本研究所に顧問を 5 名以内置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は本研究所に功労があった者のなかから、会長が理事会の承認を経てこれを委嘱する。
- 3 顧問は、会長の相談に応じ、会長に対し、意見を述べることができる。

(相談役)

第 33 条 会長は、学識経験を有する者のうちから、理事会の決議を経て、相談役を 50 名以内委嘱することができる。

- 2 相談役は、本研究所の運営に関し助言する。
- 3 相談役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時理事会の終結の時までとする。

(参与)

第 34 条 本研究所に参与を 5 名以内置くことができる。

- 2 参与は、学識経験のある者のうちから、会長が理事会の承認を経てこ

れを委嘱する。

- 3 参与は、会長及び理事長の相談に応じ、会長及び理事長に意見を述べることができる。
- 4 参与の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時理事会の終結の時までとする。

第8章 理事会

(構成)

第 35 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 36 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本研究所の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、理事長、所長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第 37 条 理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後 3 ヶ月以内にそれぞれ 1 回ずつ開催するほか、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面を持って会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 法人法第 101 条の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき

(招集)

第 38 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 前条第 3 号による場合は、理事が、前条第 4 号による場合は、監事が、理事会を招集しなければならない。
- 4 会長は、前条第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会を招集する場合は、会長は、理事会の 7 日前までに、各役員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しな

ければならない。

- 6 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠席の場合には、副会長又は理事長が議長の職務を代行する。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告する事を要しない。

- 2 前項の規定は、第25条第7項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第45条 本研究所は、基本財産の滅失による研究所の目的である事業の成功の不能その他法令で

定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 本研究所が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 本研究所が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 本研究所の公告の方法は、官報に掲載する方法とする。ただし、貸借対照表については、法人法第128条第3項に規定する措置により開示する。

第11章 研究部、軍縮・科学技術センター及び事務局

(研究部)

第49条 本研究所に研究部を設置する。

2 研究部の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(軍縮・科学技術センター)

第50条 本研究所に軍縮・科学技術センター（以下、「軍縮センター」という）を設置する。

2 軍縮センターの組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第51条 本研究所の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(重要な使用人)

第52条 本研究所に副所長、軍縮センター所長及び事務局長を置く。

- 2 副所長、軍縮センター所長及び事務局長は、各々、別途理事会の定めるところに従い、研究部、軍縮センター及び事務局を指揮する。
- 3 副所長、軍縮センター所長及び事務局長は、理事会の決議を経て理事長がこれを任免する。

第12章 会員

(会員)

第 53 条 本研究所の趣旨に賛同し、その活動を支援するために所定の会費を納入する者を会員とする。

- 2 会員は、個人会員、法人会員及び図書館会員の3種とする。
- 3 会員の入会、退会及び権利義務並びに会費に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第13章 補則

(委任)

第 54 条 この定款に定めるもののほか、本研究所の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本研究所の最初の代表理事は以下のとおりとする。
西室泰三、岡田明重、三木繁光、佐藤行雄、野上義二
- 4 本研究所の最初の業務執行理事は、次に掲げる者とする。
遠藤寛